

経済産業省の POPs 条約締結に向けた取組について

平成14年9月
経済産業省

1. 我が国の POPs 対策の現状

我が国においては、1973年に化審法による新規化学物質の事前審査制度及びPCB等の化学物質に関する製造・輸入・使用の規制を導入し、世界に先駆けてPOPs対策に着手し、近年においても、ダイオキシン類対策特別措置法やPCB廃棄物処理特別措置法を制定するなど、POPs条約の採択に先だって、POPs対策を既に着実に講じてきている。

2. 締結のための国内担保措置

当省は、POPs条約への加入に当たり、POPs条約対応の予算措置を講じるとともに、以下のような措置を講じているところ。

化審法による新規化学物質の事前審査制度の着実な運用、条約対象物質の製造・使用の禁止の確保（化審法施行令の改正によりマイレックス、トキサフェンの第一種特定化学物質への追加、PCBの例外使用許可用途の削除を実施済み）

条約対象物質に係る適正な輸出入管理の確保（条約発効までに輸出貿易管理令等の改正を予定）

PCB含有機器の適正管理の推進（電気関係報告規則の一部改正により、PCB電気工作物に係る報告制度を創設済み）

非意図的生成物質の排出インベントリ作成のため、産業系排出源の排出実態調査を実施

産業系排出源におけるダイオキシン類対策の推進 など

3. POPs 条約関連予算

残留性有機汚染物質対策

14年度予算（新規） 100（百万円）

条約対象物質として新たに追加する物質を選定する際に必要となる試験評価方法について、化学物質審査規制法の試験評価方法との比較検討を行い、関連性を明らかにする。

POPs対策関係予算一覧

予算事項名	平成13年度予算 (百万円)	平成14年度予算 (百万円)	概要
化学物質総合評価管理プログラム(既存化学物質安全性点検事業の加速化)	450	387	既存化学物質に関する分解性、蓄積性に関するデータの取得、安全性点検の効率化を図る。
化学物質安全確保事務処理等	117	118	化審法の施行業務のうち、経済産業省が担当する事務に必要な経費
高生産量化学物質の有害性データ整備・評価	148	148	高生産量化学物質の分解性、蓄積性等の基本的性状に関するデータの取得とその評価を実施。
ダイオキシン類排出抑制対策計画の策定	62	62	産業活動に伴い排出されるダイオキシン類の排出実態について適切な調査を行う。
飛灰無害化技術開発	290	240	一般廃棄物を焼却する飛灰に含まれるダイオキシン類を無害化すると同時に鉛、亜鉛等の金属を回収する技術開発を行う。
超臨界流体を用いたダイオキシン等難分解性化学物質の無害化技術開発	170	182	超臨界流体を用いた無害化処理技術の確立を図り、ダイオキシン等難分解性化学物質を安全に無害化する技術開発を行う。
生物の持つ機能を利用した環境中化学物質の高感度検出・計測技術開発	216	216	生物の持つ高感度な認識、応答機能を利用して、環境中の極微量のダイオキシン類等の有害物質を高感度、高速、安価に測定できる技術開発を行う。
生分解・処理メカニズムの解析と制御技術開発	0	800	ダイオキシン類等の難分解性化学物質の分解など、いわゆる静脈産業において、バイオプロセスの適用範囲の拡大や高効率化を図るため、生分解・処理プロセスに関わる微生物群の機能やメカニズム等の解析を行い、その制御技術を開発する。
ダイオキシン類対策技術啓蒙普及調査	5	4	産業界におけるダイオキシン類対策をより一層推進するため、ダイオキシン類削減に資する技術を紹介したマニュアルを作成し、啓蒙普及を図る。
P C B 対策推進費	45	45	P C B 含有物の適正管理の徹底を図るため、P C B 含有電気機器について使用状況の実態把握を徹底するとともに、P C B 含有電気機器等の適正保管等について使用事業者に対する啓蒙活動を行う。